（別表２）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

平成２８年１０月１日

No.55

法　令　名	北海道胞衣及び産わい物処理条例（昭和２４年条例第６０号）
根 拠 条 項	第６条
処 分 の 概 要	処理所又は収集処理業の取消等
法 令 の 定 め	◎条例第６条 　知事は、処理所の施設若しくは、その処理状況又は収集処理状況が公衆衛生上支障があると認めるときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて、処理所の使用若しくは収集処理事業の経営の停止を命ずることができる。 ◎条例第７条 　知事は、前条の規定により処理所の使用又は収集処理事業の経営の停止を命じようとするときは､北海道行政手続条例（平成 7 年北海道条例第 19 号）第１３条第１項の規定による意見陳述のための手続　の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。 ２　前条の規定による処分に係る北海道行政手続条例第１５条第１項の通知は、聴聞の期日の１週間前　までにしなければならない。 ３　前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。 　※　北海道行政手続条例第１３条第１項及び第１５条第１項　記載省略 ◎条例施行規則第７条 第１項　次に掲げる事務は、保健所長に委任する。 　ただし、２以上の保健所若しくは政令市の所管区域にわたる収集処理事業又は保健所と政令市の所管区域にわたる収集処理事業に係るものについては、この限りでない。 　第１号～第２号　記載省略 　第３号　条例第６条の規定による許可の取消し並びに使用及び経営の停止命令に関すること。 　第４号～第５号　記載省略
処　分　基　準	過去に処分実績がなく、公衆衛生上の支障の程度によりあらかじめ具体的な基準を定めることが困難であるため、設定しない。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ （電話番号：011-204-5260）
備　　考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm